

健感発 0901 第2号
薬生食監発0901 第3号
平成 29 年 9 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公印省略)

腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について

平成29年8月の感染症発生動向調査における腸管出血性大腸菌0157（以下「0157」という。）の患者数は例年より多く、特に、関東地方を中心に0157VT2が、直近5年間で最も流行した年のピーク時を超える水準（※第33週（8/14～8/20）の0157VT2株報告数は144件で、過去5年で最も流行したのは2016年の第33週（8/15～8/21）123件（件数は暫定値）となっています。また、国立感染症研究所における検査の結果、同一遺伝子型の0157（0157VT2株）が多くの患者から広域、散発的に検出されていることが判明しています。

このため、広域的な発生に対する詳細な情報を収集する必要があることから、当分の間、0157VT2株が検出された場合には腸管出血性大腸菌曝露状況調査票（添付）を用いた調査を行います。当該調査票を国立感染症研究所感染症疫学センターまで提出されるようお願いします。また、0157による食中毒等の原因究明にあたっては、国と関係自治体間の情報共有及び調査協力が重要なことから、当方からの個別の要請等について迅速に対応されるようお願いします。

なお、腸管出血性大腸菌による食中毒は、無症状病原体保菌者が調理中に食品を汚染する場合や汚染された食品の殺菌不足等により発生しており、学校等の夏季休暇が終了し、大量調理施設による給食等が開始されることや家庭内の二次感染の報告もあることから、腸管出血性大腸菌による感染予防対策、食中毒予防対策に関する関係事業者への普及啓発、注意喚起等の指導の徹底について、厚生労働省HP上の「予防のための対策」などを参考として、特段の対応方よろしくをお願いします。

(参考) 厚生労働省HP（腸管出血性大腸菌について、予防のための対策 など）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuhu/daichoukin.html